昭和59年　第887号
2月26日

市報
にいがた

市の人口
前月比
人口　462,119(＋131)
男　226,490(＋44)
女　235,629(＋87)
世帯数　149,444(＋8)
59年1月末現在

発行日　毎週日曜日
発行所　新潟市役所
新潟市西堀通6番町
866
電話　(28)1000
編集　企画部広報課
印刷所　㈱第一印刷所

厳しい中にも「温かみ」

一般会計は928億7千万円、本年度比2.1%増

59年度予算案

市は、二月十六日「五十九年度当初予算」を発表しました。一般会計の予算規模は九百二十八億七千万円で、本年度当初に比べて二・一%増と二年連続（本年度は二・二%増）の緊縮型の予算となりました。予算案は、ゼロシーリングの厳しい財政の中で事務事業の見直しや職員の欠員補充を最小限にとどめるなど歳出面の抑制を図る一方、「都市建設」「福祉」「景気対策」に力点をおきながら、これまでどおり六つの柱の重点施策を貫きました。一般会計以外の特別会計、病院・水道事業会計を加えた総額では、三・八%増の千五百六十九億七千万円となっています。予算案は三月六日から始まる予定の「三月定例市議会」に提案されます。（詳細は三月十一日発行の「予算特集号」に掲載します）

「都市建設」「福祉」「景気対策」に力点

予算編成に当たって若杉市長は「厳しい財政の中、工夫を凝らし川上前市長が構想された大きな事業を前進させ、完成を目指していく。また細かい点にも配慮し、各所にアクセントをつけ、〝温かみのある予算〟をつくったつもり」と説明。施策的には「都市建設、福祉、景気対策に力点をおいた」と述べました。

主な新規事業や制度の拡充などは次のとおり。

〈大型プロジェクトの推進〉

①市民病院第三期工事（救命救急センター、新生児医療センターなど）の実施設計②産業会館建設のための基本計画の策定③関分以西の体育館建設調査④万代橋下流橋を含めた西港周辺地域整備計画調査⑤千歳大橋、美術館建設などの大型プロジェクトを計画どおり推進

〈福祉への配慮〉

①保育料の引き下げ…三歳未満児の保育料の限度額四万七千百円を三万九千円に②痴呆性老人に対して短期入所制度の実施や相談所の開設③ろうあ者のための発声訓練④医師会が行う肺ガンの早期発見や、小児科病院の夜間診療輪番制に対する補助

施設づくりとしては、①明生園の脇に「こども相談センター」の建設②万代・中野山保育園の移転改築③小針地区に「救急隊」を新設④ろうあ者のためにミニファクス増設

このほか融資制度の拡大などで、①勤労者住宅建設資金貸付制度の拡大②通出工場の用地取得などに対する融資のため「工業振興貸付制度」の新設③観光対策として〝観光診断〟や映画制作、トラベルガイドの作成

〈その他〉

①〝堀〟の復活を目指す旧新潟税関周辺の復元調査②第三次総合計画の策定やテレピアの推進

主な事業と予算額

〈生活環境・都市基盤の整備〉

公共下水道建設・整備	48億4,000万円
道路改良・道路舗装・都市計画街路	48億　170万円
公園整備・公営住宅の建設	27億6,467万円
新田ごみ焼却場建設	25億9,500万円
新潟駅南地区の開発推進	97億4,186万円
新大南土地区画整理事業	1億7,400万円

〈社会福祉〉

こども相談センターの建設	1億6,800万円
障害者住宅整備資金貸付金	1億1,600万円
保育料の引き下げ	2億1,660万円
万代・中野山保育園の移転改築	4億5,580万円
痴呆性老人対策	631万円
公衆浴場無料入浴券の交付	1億1,862万円

〈教育・文化・スポーツ〉

浜浦小など5校の増改築	12億7,000万円
木戸中など3校に武道館設置	3,500万円
美術館の建設	13億7,500万円
旧新潟税関周辺復元整備調査費	300万円
両川運動広場の整備	1,000万円

〈健康と安全の確保〉

公害監視体制の整備	1,865万円
住宅騒音防止対策事業	7億3,711万円
市民病院第3期工事設計委託費	8,000万円
小針出張所に救急隊の新設	2,186万円
「鍼灸マッサージ会館」建設費補助	1,000万円

〈商工業と農林水産業の振興〉

商工業貸付金	34億8,700万円
「観光診断」などの観光対策費	2,479万円
産業会館建設基本計画策定費	600万円
勤労者住宅建設資金貸付金	3億円
野菜安定供給対策	1,757万円

〈市民サービスの向上〉

住民記録電算化事業	3億3,765万円
防犯灯設置費・防犯灯電気料の補助	3,038万円
天神尾・鳥屋野地区などの住居表示	2,098万円
集会所建設費の助成	3,500万円

臨時市議会

ラブホテル条例を制定

住民のまちづくりを尊重

十三日提案された「市ラブホテル建築等規制条例」と「市附属機関設置条例の一部改正」が十五日、臨時市議会で全員一致で可決され、即日施行となりました。

同条例ではラブホテルを、主として異性を同伴する客を対象に旅館業を営み、自由に出入りできる玄関、帳場、フロント、食堂、素朴な外観、ほかに市長が定める構造、設備がないもの――と定義。ラブホテルを建築する場合には事前に市長の同意が必要となります。

建築が許されない地域は、住宅地域や学校施設、公園、通学路の周辺で、市街化区域の九二%にもなります。

これ以外の地域では住民の自主的で主体的なまちづくりを尊重し、ラブホテル周辺百㍍に住む住民の過半数の承諾が必要とされており、承諾が得られなければ市内での建築はできなくなります。住民の同意を盛り込んだことが、この条例の特徴にもなっています。

また、一般のホテルとして許可をとり、その建物を一部改造して、ラブホテルを経営するという抜け道をふさぐため、これら既存の建築物を多少模様替えして新たにラブホテルにする場合にも適用されます。建築確認申請の不必要な場合でも、市長の同意を得なければなりません。

同条例は十五日即日施行となりましたが、既に確認申請を受理している四件には法律上さかのぼって適用できません。このために別の方法での解決が求められており、住民と建築主との話し合いを指導、また行政指導を強め紛争解決を図る考えです。

条例施行について若杉市長は「良好な生活環境の維持形成、青少年の健全育成という目的の下、民主的で慎重な手順を踏んで制定した。効果は大きいと思う。駆け込み防止のため即日施行としたが、既に建築確認申請が受理されているものは、法的には拒むのは難しく、行政指導を行うなど解決のために最善の努力をしたい」と述べました。

訂正　二月十九日号の記事中に、「モーテル建築規制条例は市内のモーテルに適用されない」とありましたが、「適用される」の誤りでした。訂正してお詫びします。

私の散歩道 ㉑

島見の浜辺

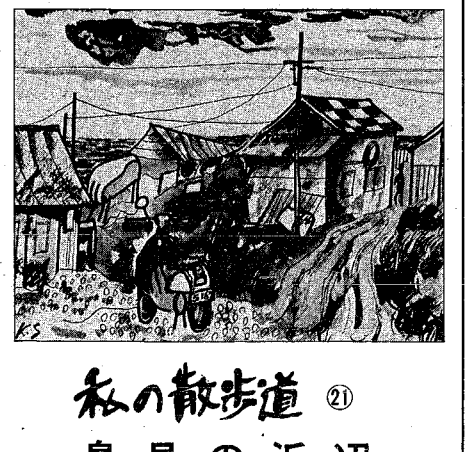

七歳のころ、朝早く地引き網を引いた。鰯のうろこがキラキラ光っていたのが目に深く焼き付いて、なつかしく思い出す。

住みなれたこの土地、ふと淋しくなった時、この浜辺に来る。心に深い安らぎを得て帰る。真冬に雪をこぎいて日本海を見に来たこともあった。荒波のうねりの力強さに感動したりした。

夏には海水浴でにぎやかな場所ともなる。

顔や手を見るといっぺんに漁師と分かる人たちが、今日も力強く働いている。もう若い者は少なくなってきているらしい。時が一刻一刻と過ぎていく中で、この海はいつも変わらない表情で存在している。

鈴木　孝一（島見町、35歳）

庭作り相談会

申し込み　今日（二十六日）から電話で園芸センターへ

月日	会場	時間	その他
三月三日	坂井輪地区公民館	午後1時～4時	自宅の現況図をお持ち下さい。
三月十八日	園芸センター		

体力向上にトレーニングセンターへ

―陸上競技場内―

料金　月600円（19歳未満は月150円）

	定例受付日	受付時間	特設受付日	受付時間
男子	3/6.12.21	午後3時半と	3月3日	午後2時半
女子	3/8.14.23	午後5時半	（男女共通）	午後零時半

※当日は体力測定と利用方法の説明をするため印鑑と運動着・靴が必要

「交通遺児等育成資金」貸し付け

資金の種類　一時金、育成金、仕度金
貸付期間　中学校卒業まで（無利子）
問い合わせ　自動車事故対策センター新潟主管支所（本町通7、日本信販新潟ビル6階☎23―2135）へ

〈固定資産税〉第4期
〈国民年金保険料〉第6期

納期限は2月29日

忘れずに納めましょう

読者のみなさんへ

紙面の都合により、連載中の「第三次総合計画」「選論文」「民生委員の紹介」は休みます。

電話案内

市役所	28―1000
教育委員会	25―1000
体育課	67―1834
火災の場所を知りたいとき	24―1111
東保健所	43―5311
石山地区保健センター	86―4450
鳥屋野地区保健センター	85―2373
北地区保健センター	59―7332
西保健所	66―5171
西地区保健センター	62―3405
坂井輪地区保健センター	60―3255